

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域について

●教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域（以下「提供区域」という。）として設定するものです。

●藤井寺市の教育・保育提供区域

区域設定の視点	藤井寺市の教育・保育に関する地域特性
<ul style="list-style-type: none">○区域内の教育・保育需要を区域内で確保しなければならない。○教育・保育事業の供給量が需要量を下回る区域において、新規参入の希望があった場合は、原則として認可しなければいけない。 <p>⇒区域が広いと、多様な事業者の参入を受け入れることができ、柔軟な供給体制を確保することができる。</p> <p>⇒区域が狭いと、利用者にとって身近な利用が確保される。</p>	<ul style="list-style-type: none">○市域面積は、大阪府内の市において最も狭く、比較的移動がしやすい、コンパクトなまちである。○小学校区ごとに幼保が整備されている○地域間で人口が異なっている。コンパクトなまちの特性から、就学前施設については、区域（小学校区や旧町等）を横断しながら利用している状況がある。○市介護保険事業計画では、日常生活圏域として1圏域を設定しており、市として統一的なサービス提供を図っている。

藤井寺市の教育・保育提供区域

～市全域を教育・保育提供区域に設定～

藤井寺市の教育・保育に関する地域特性を踏まえると、藤井寺市がコンパクトなまちであることや、それに伴い、区域（小学校区等）横断的な保育サービス利用がある。

日常生活圏域を1つと設定しており、現在の藤井寺市の福祉関連の区域設定では、全市域を1区域と捉えた統一的なサービス提供を図っている。

以上から、藤井寺市では、教育・保育事業の柔軟な供給体制を確保すべく、教育・保育提供区域を市全域と設定します。

2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性を次のように認定します（法第19条）。

- ・ 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

■事業内容等

1号及び2号のうち学校教育の希望については、幼稚園（認定こども園含む）にて、幼児の健やかな成長のために適当な教育環境を与えて、その心身の発達を助長します。

2号のうち学校教育の希望以外の方及び3号については、保育所（認定こども園含む）にて、子どもを保育します。

■量の見込み及び確保方策

単位：人

	平成27年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上	学校教育の希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み	642	712		565	
(他市の受け入れ)	40	117	595	101	464
		0	0	0	0
確保方策	1,301	704		423	
特定教育・保育施設	市内	840		86	325
	他市	47			
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					
確認を受けない幼稚園	市内	150			
	他市	264			
認可外保育施設					12

単位：人

	平成28年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上	学校教育の希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み	641	711		544	
(他市の受け入れ)	19	117	594	98	446
		15	0	0	0
確保方策	1,275	737		462	
特定教育・保育施設	市内	982		92	348
	他市	46		6	
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					22
確認を受けない幼稚園	市内				
	他市	247			
認可外保育施設					

単位:人

	平成 29 年度				
	1 号	2 号		3 号	
	3歳以上	学校教育 の希望	左記以外	0歳	1-2 歳
量の見込み	625	694		528	
(他市の受け入れ)	19	114	580	95	433
		15	0	0	0
確保方策	1,275	849		531	
特定教育・保育施設	市内	843		98	392
	他市	6			
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					41
確認を受けない幼稚園	市内				
	他市	247			
認可外保育施設					

単位:人

	平成 30 年度				
	1 号	2 号		3 号	
	3歳以上	学校教育 の希望	左記以外	0歳	1-2 歳
量の見込み	614	682		508	
(他市の受け入れ)	19	112	570	90	418
		15	0	0	0
確保方策	1,275	849		531	
特定教育・保育施設	市内	843		98	392
	他市	6			
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					41
確認を受けない幼稚園	市内				
	他市	247			
認可外保育施設					

単位:人

	平成 31 年度				
	1 号	2 号		3 号	
	3歳以上	学校教育 の希望	左記以外	0歳	1-2 歳
量の見込み	592	657		490	
(他市の受け入れ)	19	108	549	88	402
		15	0	0	0
確保方策	1,275	849		531	
特定教育・保育施設	市内	843		98	392
	他市	6			
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					41
確認を受けない幼稚園	市内				
	他市	247			
認可外保育施設					

参考: 保育所定員数(民間保育所含む)1,040人(平成26年4月1日)、公立幼稚園認可定員数840人(平成26年5月1日)

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づき利用実態及び利用希望を勘案して算定。なお、0歳児については育児休業の取得実績及び取得希望を勘案して補正。

【確保方策の内容】

認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園や保育所等に対し移行支援を行います。また、民間保育所の拡充を基本としながら、認定こども園や小規模保育等新規事業者の参入も含め、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の拡充により保育定員の増加に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

①利用者支援

■事業内容等

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの相談に応じ、子どもや保護者に必要な情報提供・助言をするなどし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【量の見込みの算定】

教育保育等提供区域ごとに子どもの保護者の身近な場所の1か所を算定。

【確保方策の内容】

利用者支援については、基本型・特定型・母子保健型のいずれかの類型を選択し、利用者支援専門員1名を市役所又は地域子育て支援拠点等の中の1か所に配置し、関係機関等との連携による事業推進を図ります。

②時間外保育事業

■事業内容等

保護者の就労時間の多様化に伴い、通常の保育時間を延長し、保育を実施しています。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	406	405	397	386	376	362
確保方策	—	405	397	386	376	362

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より就学前児童のいる家庭における時間外保育の利用実態及び利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

引き続き、市内の公立保育所（2か所）、民間保育所（5か所）にて、時間外保育事業（延長保育）を実施することにより、受け入れ態勢の確保を図ります。

③放課後児童健全育成事業

■事業内容等

放課後に保護者が不在となる家庭の小学校就学児童を対象に、放課後児童クラブを開設しています。放課後児童クラブでは、保護者と指導員が協力しながら、児童が集団生活の場で自主的で計画的、安全に過ごすことができる生活習慣を身につけることをめざします。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	—	733	734	726	718	725
1～3年生 (人)	470	493	510	500	492	491
4～6年生 (人)	—	240	224	226	226	234
確保方策	—	519	574	649	699	725

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より5歳児のいる家庭における小学校低学年及び高学年での放課後児童クラブの利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

各小学校内で事業実施しており、今後も在籍する小学校の放課後児童クラブにて児童の受け入れができるよう、既存施設の活用による受け入れ態勢の拡充を図ります。

④子育て短期支援事業(ショートステイ)

■事業内容等

保護者の疾病、出産、休日出勤等の事由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において一定期間の養育を行います。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	4	14	13	13	13	12
確保方策	—	14	13	13	13	12

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より就学前児童のいる家庭におけるショートステイ等の利用実態を勘案して算定。

【確保方策の内容】

児童養護施設での事業実施により、受け入れ態勢の確保を図っていることから、事業の継続実施により、受け入れ態勢の確保を図ります。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容等

生後4か月頃までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	535	450	450	430	430	430
確保方策	—	450	450	430	430	430

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

利用実績を勘案して算定。

【確保方策の内容】

新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業についての事業内容を周知啓発し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを行います。

⑥養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容等

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、要保護児童等対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	7	11	11	11	11	11
確保方策	—	11	11	11	11	11

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

利用実績を勘案して算定。

【確保方策の内容】

養育支援訪問事業について、事業内容を周知し、支援を必要とする家庭に対して継続的に事業実施を行います。

また、要保護児童等対策地域協議会での情報共有や、児童虐待や養育支援が必要な子どもや家庭に関する状況把握や対応の検討を通して、要保護児童等対策地域協議会や関係機関員の専門性の向上を図るとともに、他の会議組織との連携や日頃の交流を通して子育て・子育てに関する関係機関・団体との連携強化を図ります。

⑦地域子育て支援拠点事業

■事業内容等

育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援、親子の交流の場や情報提供等、地域における総合的な子育て支援事業を実施します。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	10,875	24,600	23,700	22,944	22,128	21,348
確保方策	—	14,945	14,945	18,245	18,245	21,445

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より0歳児～2歳児までのいるひとり親、共働き家庭以外の家庭における地域子育て支援拠点事業の利用実態及び利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

ひかり保育園での地域子育て支援センター事業、神愛福祉会や大阪女子短期大学、バンビーノハウスおもちゃ箱でのつどいの広場事業を実施しており、親子が気軽に集まって交流や相談ができる場を提供しており、事業の継続実施及び新たな拠点による事業拡大により、受け入れ態勢の確保を図ります。

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

■事業内容等

幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かるサービスです。在園児が対象です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	—	40,012	39,929	38,961	38,286	36,873
①1号認定による利用 (人日)	—	10,735	10,713	10,453	10,272	9,893
②2号認定による利用 (人日)		29,277	29,216	28,508	28,014	26,980
確保方策	—	40,012	39,929	38,961	38,286	36,873
一時預かり事業 (在園児対象型)	—	40,012	39,929	38,961	38,286	36,873

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より3歳児～5歳児までの家庭における幼稚園児を対象とした預かり保育の利用実態及び利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

幼稚園の預かり保育については、教育のみを必要とする人への子育て支援策の充実が図られるよう、これまでの実績を踏まえつつ、現状のサービス量を維持することにより、見込み量の確保を図ります。また、幼稚園を利用し保育を必要とする人の預かり保育のニーズへの対応については、幼稚園の認定こども園化の動向を踏まえるとともに、私学助成を受ける幼稚園での長時間預かり保育との連携協力を求めながら、見込み量の確保を図ります。

⑧-2 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

■事業内容等

〈一時預かり事業(在園児対象型を除く)〉

保護者等の病気や家族の看護、葬祭等で家庭での保育が困難な場合等に、保育所で一時的に就学前児童を預かります。

〈子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)〉

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動を実施します。

〈子育て短期支援事業(トワイライトステイ)〉

保護者の就労等により、平日の夜間や休日に家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設において一時的に児童を預かります。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	2,756	3,538	3,422	3,322	3,221	3,099
確保方策	—	2,756	2,756	3,356	3,356	3,356
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	—	2,404	2,404	3,004	3,004	3,004
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	—	346	346	346	346	346
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	6	6	6	6	6

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より就学前児童のいる家庭における一時預かりの利用実態及び利用希望を勘案して算定。なお、緊急時に親族等にみてもらえる人がいる場合を勘案して補正。

【確保方策の内容】

保育所、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業にて実施しています。今後、保育所等における当該事業の拡充及びファミリー・サポート・センター等の協力会員の充実を図り、受け入れ態勢の確保に努めます。

⑨病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

■事業内容等

保育所に通う児童等が病気にかかった際や病気回復期で集団保育の困難な期間において、児童を保育所・病院等の施設で一時的に預かる事業です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	470	921	904	878	856	825
確保方策		404	396	384	856	825
病児保育事業	—	404	396	384	856	825
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	0	0	0	0	0

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より就学前児童のいる共働き家庭における病児・病後児保育等の利用実績及び利用希望を勘案して算定。なお、緊急時に親族等にみてもらえる人がいる場合を勘案して補正。

【確保方策の内容】

市内2か所の施設にて体調不良児型の事業を実施しており、事業の継続実施により受け入れ態勢の確保を図ります。また、病児・病後児保育事業についても検討を進めます。

⑩子育て援助活動支援事業(就学後)

■事業内容等

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動を実施します。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	10	73	68	69	69	71
確保方策	—	73	68	69	69	71
子育て援助活動支援 事業(就学後)	—	73	68	69	69	71

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より5歳児のいる家庭における子育て援助活動支援事業の利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

センター1か所にて対応を図るとともに、援助会員数の増加に努め、受け入れ態勢の拡充を図ります。

⑪妊婦に対する健康診査

■事業内容等

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦の母体及び胎児の健康管理を確保するため、健診を行い、流産・死産・早産等を予防するとともに安全なお産を目的とする事業です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み(人回)	6,670	6,100	6,100	5,900	5,900	5,900
確保方策	—	6,100	6,100	5,900	5,900	5,900

※現状は、平成 26 年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

利用実績を勘案して算定。

【確保方策の内容】

対象者に対して健康診査の受診勧奨を行い、継続的に事業実施を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の目的、概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業で、新規事業のため、現在は整備されていません。整備については、国等の動向を踏まえながら、藤井寺市子ども・子育て会議にて必要性を含めて検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の目的、概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で、新規事業のため、現在は整備されていません。整備については、国等の動向を踏まえながら、藤井寺市子ども・子育て会議にて必要性を含めて検討します。

4. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

① 認定こども園への移行

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、認定こども園への移行を検討する幼稚園及び保育所に対して必要な支援を行います。

② 職員の資質向上

保・幼・小・中学校生徒指導研究協議会や保育所・幼稚園・小学校連絡協議会を通して、相互理解を深め、それぞれの経験や専門性を共有し、学びあいながら資質向上を図ります。

③ 保幼小の連携強化

保幼小の円滑な接続のため、保育・授業参観、連絡会等の定期的な開催、出前授業や合同授業、交流授業、交流行事等を通して、子ども同士の交流や新たな生活・学習環境への認識、教職員・保育士同士の情報交換や相互理解、課題・取組みの共有等を行い、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。